

みせ税理士
の

相続相談手帖

第26話

Q 私(仮名:本条剛 65歳 相続人4名)は先日、相続税の試算をしたところ数千万円の税額が見込まれました。そこで、**相続税対策として生命保険に加入**してはどうかと提案されました。なぜ、生命保険に加入すると相続税が節税されるのか、そして、保険契約において注意すべきことを教えてください。

A 個人契約の場合、死亡保険金を受け取る際にかかる税金は、契約形態によって、以下の通り3つの税金に分かれます。

(相続税タイプ)

これは、保険料を負担していた人の死をきっかけに、財産が移転される契約形態です。

- 契約者(保険料を負担していた人)・・・夫
- 被保険者(保険対象者)・・・夫
- 受取人(保険金をもらう人)・・・妻

契約者	被保険者	受取人	課税関係
 夫	 夫	 妻	相続税

この場合、夫が自ら保険対象者で、自ら保険料を負担していて、夫の死＝相続の発生をきっかけとして妻へと財産が移り、相続税の課税対象となります。ただし、**「500万円×法定相続人の数」まで、保険金は非課税**になります。中条さんの場合、2千万円までは相続税の課税対象外となります。

(所得税タイプ)

これは、保険料を負担していた人が、他人の死をきっかけに財産を受け取る契約形態です。

- 契約者(保険料を負担していた人)・・・夫
- 被保険者(保険対象者)・・・妻
- 受取人(保険金をもらう人)・・・夫

契約者	被保険者	受取人	課税関係
 夫	 妻	 夫	所得税

この場合、夫が保険料を負担し、妻の死をきっかけに、夫が保険金を受け取る仕組みで、所得税+住民税の課税対象になります。※所得税は受け取る時期・受取方法により税率が変動します。

(贈与税タイプ)

これは、他人の死をきっかけに、保険料を負担していた人から負担していない人に、資産が移転するような契約形態です。

- 契約者(保険料を負担していた人)・・・夫
- 被保険者(保険対象者)・・・妻
- 受取人(保険金をもらう人)・・・子

契約者	被保険者	受取人	課税関係
 夫	 妻	 子	贈与税

この場合、保険料を負担しているのは夫ですが、妻の死をきっかけとして、資産が子にわたることになります。実質的には夫の資産が、子に生前移転されることで、贈与税の課税対象となります。

以上、保険金は契約の形態により、税金の課税の方法が異なるため注意をする必要があります。では、どのような場面で、どのような契約形態にすべきか、次回、詳しくお伝えします。

お問合せ先: 税理士法人あおば 資産税担当 税理士 三瀬 義男
大阪市西区立売堀1丁目1番1号 立売堀1番館4F
TEL: 0120-985-556 URL: <http://www.nara-souzoku.net/>

セカンド・オピニオン
受付中